

原議保存期間	1年（令和9年3月31日まで）
有効期間	一種（令和9年3月31日まで）

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第308号  
令和7年12月15日  
警察庁交通局交通企画課長

### 降積雪期における外国人運転者に対する交通安全対策の推進について

近年、訪日外国人旅行者や在留外国人の増加に伴い、外国人運転者による交通事故件数が増加傾向にある中、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、雪道や凍結路面（以下「雪道等」という。）における運転に不慣れな外国人運転者によるスリップ等に起因する交通事故や立ち往生等の発生が懸念されることから、下記のとおり、降積雪期における外国人運転者に対する交通安全対策を推進されたい。

#### 記

#### 1 背景

一部の降雪地域の観光地では、外国人運転者がノーマルタイヤを装着した自動車で雪道等を走行して、交通事故を起こしたり、立ち往生したりする事案が発生しており、その状況が報道されるほか、地方議会でも取り上げられるなど、社会的関心が高くなっている。

政府は「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」を目標に掲げており、今後も外国人旅行者の増加が見込まれ、また、近年、在留外国人も増加傾向であることを踏まえると、外国人運転者は更に増加していくことが予想されることから、降積雪期における外国人運転者に対する交通安全対策を推進していく必要がある。

#### 2 雪道等における運転の注意点の周知

外国人運転者の中には、出身国等の気象環境により、雪道等における運転に不慣れな者もいることから、そのような外国人運転者に対し、大雪、暴風雪等が予想される場合には、できる限り車両の運転は避けることを理解させるよう周知を図ること。

また、やむを得ず車両を運転する場合における

- 事前に気象情報、道路情報等を確認すること
- 車両の点検整備を確実に行い、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着す

るなどの滑り止めの措置を講ずること

- 大雪時にはスタッドレスタイヤを装着してもなお、立ち往生するおそれがあるので、タイヤチェーンを装着し、又は携帯すること
  - 雪道等では、ゆっくりとした速度で車間距離を十分にとって走行すること
  - 雪道等では、横滑りを起こすことが多いので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重に行い、急発進、急ブレーキ及び急ハンドルは絶対にしないこと
  - 早朝や夜間の橋の上等は凍結している場合があるので、路面状況を確認しながら運転すること
  - 立ち往生等して車両内で待機する場合、マフラーが雪に埋もれないようするほか、適切な車内の換気により一酸化炭素中毒を防止するとともに、やむを得ず車を離れる場合にはドアをロックせず、キーを車内の目立つ場所に残すこと
- 等の注意点についても周知を図ること。

上記のほか、ホワイトアウト（視界が白一色となる現象であり、吹雪や降雪時において、視程より近い距離に雪以外に識別できる地物が無い状況）等、地域の実情や気象環境に応じた注意点や、各都道府県の道路交通法施行細則等にて定められているいわゆる防滑措置の義務についても周知を図ること。

### 3 レンタカー事業者等と連携した交通安全対策の推進

降雪地域の観光地は都市部から離れており、交通手段が限られていることが多く、外国人旅行者がレンタカーを利用して観光することが予想されることから、車両の貸渡し時等における行き先やタイヤチェーン等の携帯の確認、リーフレットの配布や啓発動画の視聴等による雪道等を運転する際の注意点の周知等について、レンタカー事業者等に働き掛けること。

なお、北海道警察においては、別添のとおり、雪道対策のリーフレットや啓発動画を作成し、レンタカー貸渡し時における短時間の動画視聴を実施させるなど、レンタカー事業者等と連携した広報啓発を推進していることから参考とされたい。

また、外国人旅行者が、降雪の少ない地域のハブ空港等でノーマルタイヤを装着したレンタカーを借りて、そのまま降雪地域に観光に向かうケースも予想されることから、降雪地域以外の都道府県警察においても、レンタカー事業者等と連携した上記の取組を推進すること。

### 4 各種媒体を活用した情報発信

外国人旅行者に対して、雪道等における運転の注意点を周知するに当たり、外国語による交通情報板への掲示、外国語によるSNSへの情報発信、訪日外国人旅行者が利用する施設（空港、駅、ホテル、スキー場等）におけるSNSでの情報発信や予約

時の周知、リーフレットの掲示・配布、サービスエリア等におけるノーマルタイヤ装着車に対する指導啓発、観光事業者や旅行客の誘致を担う観光団体のウェブサイトへの掲載等、各種媒体を活用した情報発信を推進すること。

なお、降積雪期を迎えるに当たって広く情報発信するのみならず、大雪が予想される場合には改めて効果的な情報発信を推進すること。

## 5 在留外国人に対する交通安全教育

降積雪期を迎えるに当たり、外国人コミュニティや日本語学校、外国人を雇用する企業等において、在留外国人に対する交通安全教育を実施する際には、地域の気象環境、外国人の出身国等を勘案し、日本の交通ルールに併せて、雪道等における運転の注意点を教育内容に盛り込むことを検討すること。

## 6 道路管理者等と連携した流入抑制等措置

道路管理者から、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着していない車両の一部降雪地域への流入抑制措置の実施等の協力要請があった場合は、効果的な実施場所を選定した上で、自治体と連携しつつ、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着していない車両の流入抑制等の必要な措置を実施し、スリップ等に起因する交通事故等の防止を図ること。

その際、外国人運転者にも理解が得られるよう、道路管理者等と連携して外国語に対応したリーフレット等を用意するなど、必要な準備を行うこと。

別添

○ リーフレット

(日本語版)

(中国語版)



○ 啓発動画

